

落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会（第2回）
議事概要

1. 日時：平成27年12月4日（金）12：00～14：00

2. 出席者委員

森猛委員長・大森文彦委員・金井道夫委員・村越潤委員

3. 議事概要

1) 落橋防止装置等の溶接不良の調査について

〔・落橋防止装置等の溶接不良の現状等について報告があった。〕

2) 溶接不良事案の原因分析について

〔・溶接不良事案に関して確認された不正行為や不正を生むこととなった環境・背景、その他溶接の不具合を生んだ原因について報告があった。〕

○民事訴訟等の可能性もあるため、個々の会社毎の不正行為までは公表を差し控えておくべき。

3) 落橋防止装置等の完全溶け込み溶接の特徴について

○今回の落橋防止装置の溶接不良は、通常時には応力がかからないため亀裂等の変化が発見しにくいこと、不良の内部きずが外部から目視で確認できないこと、といった特徴から、不良品が発見されにくく、それが盲点になったということではないか。

4) 溶接不良が引張強度に与える影響について

○落橋防止装置は、阪神淡路大震災級の地震時において支承等が破壊された場合はじめて機能するものでフェイルセーフとして設置しているものであり、直ちに危険だという誤ったメッセージを国民に与えることの無いよう、丁寧に説明すべき。

○今回の溶接不良は、溶接が全くなされていなかったものではなく、一定の開先を取って溶接がなされており、落橋防止装置としての機能が低下している可能性は小さく、深刻

な問題ではないが、溶接不良のある製品を将来にわたって管理する上で、耐久性や不確定要素を考慮すれば、補修は必要。

5) 溶接不良箇所の補修・補強等の基本方針について

○設計計算上、引張強度を期待する溶接継手のみを補修等の対象とすることでよい。なお、部分溶け込みとなっている溶接継手は、せん断力を受け持つ、すみ肉溶接としては期待できるものとしてよい。

○補修・補強等の方法は現場条件によって異なるので、本委員会での議論は基本方針。すべての橋梁で学識経験者のご意見を伺うというのも非効率ではあるので、必要に応じて学識経験者の意見も踏まえて個別に検討し、各管理者が決定すべき。

○完全溶け込み溶接で求めていた性能に足りない部分は補修等を求めるという考えは基本としておくべき。

6) 原因分析を踏まえた再発防止策について

○製作会社も検査会社も不正行為を行った最も悪質なケースを念頭に再発防止策を検討する。この防止策で他のケースをカバーできるか確認し、不足があれば対策を追加していく、という形で頭の整理をしてはどうか。

○発注者が抜き打ち検査をやることについて、契約書に記載が必要。また、抜き打ち検査に合格したからといって、受注者の免責はされないことも明記する必要がある。また、さらにその結果をどのように活用していくのかを意識すべき。

○第三者検査による検査の実施、検査抽出率等については、入札時の発注条件に明記しておくべき。

○できないことはやらせない、シンプルなシステムにする、というのがミスや不正を防ぐ基本的な考えであるべき

以上